

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書に

## 個人番号・法人番号(マイナンバー)の記載が必要となります

### 1 個人番号・法人番号(マイナンバー)の記載について

償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「3 個人番号又は法人番号」欄へ、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

※旧償却資産申告書を使用の場合、備考欄へ記載願います。

### 2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した償却資産申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施いたします。以下の(1)又は(2)の本人確認資料の写しをそれぞれ1種類ずつ、添付していただくようお願いいたします。

※法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、確認資料の添付は不要です。

#### (1) 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	個人番号カード(裏面)	個人番号カード(表面)
	個人番号通知カード	運転免許証など顔写真付の証明書 等
	住民票(個人番号が記載されたもの)等	

eLTAX(電子申告)の場合、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

#### (2) 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード(裏面)	代理人の個人番号カード(表面)	税務代理権限証書
	本人の個人番号通知カード	代理人の税理士証票	
	本人の住民票(個人番号が記載されたもの)等	代理人の運転免許証など顔写真付の証明書 等	委任状 等

eLTAX(電子申告)の場合、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。